

令和6年度

須賀川市教育委員会重点施策

令和6年3月

目 次

I	基本方針	1
II	重点施策（3分野7施策）	2
III	重点施策の方針及び具現化する事業	4
1	安心して子どもを産み育てられる環境をつくる	4
(1)	幼児教育・保育の充実	4
(2)	子育て支援の充実	5
2	変化の大きい社会に的確に対応できる「生きぬく力」を育む	6
(1)	確かな学力の育成	6
(2)	豊かな心と体の育成	7
(3)	新たな学びの環境整備	8
(4)	特別支援教育の充実	9
3	教育委員会活動の充実	10
(1)	教育行政の体制の整備	10

I 基本方針

須賀川市教育委員会は、「須賀川市教育振興基本計画」及び「須賀川市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に基づいて、幼児教育や学校教育を通して「ともに学び ともに育ち ともに生きる 未来へつなぐ人づくり」に取り組むとともに、子育てしやすい環境をつくるため、保育サービス等の子育て支援を充実させ、「ともに育て支えあい 子どもが夢を描けるまち すかがわ」の実現を目指します。

さらに、須賀川への愛着と誇り「シビックプライド」にあふれる、すべての人にとって、「住み続けたいまち」であり続けることを目指すため、子どもから大人まで、「ともに」助け合い支え合いながら、希望を持ち、安心して産み育てることができる社会の実現を目指すとともに、すべての子どもが、自らをかけがえのない個性ある存在として認め、心身ともにすくすく育つことができるよう、子育て家庭が、地域社会とつながって、協働して子育てを行うことができる環境づくりに努めます。

人は成長の過程で、家庭や地域等、様々な関係の中で学び育まれるため、日常生活を通じた教育が最も重要です。家庭の愛情に包まれて育ち、地域で多くの人と関わって生活することで、感謝の気持ちや郷土への愛着を育み、健やかで豊かな人間性を身につけられるよう努めます。

学校教育においては、変化が激しく予測困難とされる社会的な諸課題解決の能力を身に付けるために、柔軟な意見を持ち、お互いの考えから学び合い、自らのこととして最善の方策を見出そうとする「協同的な学び」を市内全校で研究・推進していくことにより、子どもたちの「生きぬく力」を育む環境づくりに努めます。

また、保護者や家族、地域住民が「地域社会全体で子どもを育てる」との共通認識のもと、保育・教育施設と保護者、地域住民とが、なお一層緊密な連携が図れるよう支援します。さらに、各種社会教育施設を活用した魅力ある生涯学習の機会の拡充に努めます。

子育て支援については、これまで保育所等の待機児童の解消策として、保育の受け皿となる施設の整備をはじめ、私立保育施設においては、保育の処遇改善や新たに就職した新卒保育士又は潜在保育士に対し、市独自の一時金を交付するなど、今後も保育士の確保に努めてまいります。また、放課後児童クラブについては、既存施設の効率的な活用を推進するなどして待機児童の解消に努めます。

これらの教育行政及び子ども・子育て支援に関する施策については、総合教育会議、教育委員会会議において協議・調整を図りながら、教育委員会事務局が一丸となり、実効性のあるものとして取り組みます。

II 重点施策（3分野7施策）

1 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

(1) 幼児教育・保育の充実 【こども課】

安心して子どもを預けられ、充実した保育・幼児教育が受けられるよう、保護者のニーズに応じた保育施設の整備や保育士等の人材確保を推進し、就学前の待機児童解消を図る。
保育・幼児教育サービスの質の向上、特別保育の充実を図る。

(2) 子育て支援の充実 【こども課】

様々な子育てニーズに対応した事業により、子育てへの不安を軽減し、子どもを健やかに育てられるよう取り組む。
放課後児童クラブの待機児童の解消に向け、利用定員の増加を図る。
こども家庭センターなどにおいて、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行うとともに、子育てを支援する様々な事業を実施する。

2 変化の大きい社会に的確に対応できる「生きぬく力」を育む

(1) 確かな学力の育成 【学校教育課】

一人ひとりの学習意欲が高まり、個性を十分発揮できる資質や能力を高められるよう、「授業と授業研究を第一優先にした学校づくり」を実践し、「深く考える」授業づくりを推進する。
また、個別最適な学びと協同的な学びの一体的充実を図りながら、子どもたちの多様な幸せ（Well-being：ウェルビーイング）の実現に努める。
学校と家庭、地域が連携、協働してより良い教育環境づくりに努めることができるよう、小中一貫教育須賀川モデルを推進する。

(2) 豊かな心と体の育成 【学校教育課】

一人ひとりに豊かな人間性や社会性が備わるよう、「特別の教科 道徳」の時間を要とした学校の教育活動全体を通し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの実践力を育成する。
学校や家庭、関係機関との連携を深め、不登校児童生徒への支援を行う。
健康と体力が保持増進されるよう、各学校の取り組みを支援し、体力・運動能力に関する課題解決を図る。

(3) 新たな学びの環境整備

【学校教育課】

教職員の働き方改革・多忙化解消がスムーズに推進できるよう、家庭、地域、関係機関との連携・協力を図り、国が示す部活動の地域移行を見据えるとともに、中学校教職員の部活動指導に係る改革の観点から、部活動指導員を積極的に配置する。

ICT 機器やデジタル教科書などを利用して、より分かりやすい授業を実現し、学習意欲の向上や確かな学力の育成を図る。

進行する少子化に対応し、施設の計画的な整備、的確な維持管理に努め、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう取り組む。

(4) 特別支援教育の充実

【学校教育課】

各学校に配置する特別支援教育支援員の配置人数を増員して、個々の特性に応じた特別支援教育の充実を図り、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

年々増加し対応に追われる特別な支援を要する児童生徒とその家庭及び担当する教職員、特別支援教育支援員への支援については、教育支援センターを核とし、より相談しやすい環境等を構築するとともに、特別支援教育に対する理解の推進に努める。

3 教育委員会活動の充実

(1) 教育行政の体制の整備

【教育総務課・学校教育課】

公正かつ適正な教育行政を行うため、教育委員会の責任を明確にし、基本方針の策定や規則等の制定・改廃、教育行政活動の点検評価を行うための体制を充実させるとともに、積極的な市民の参画と協働を推進して「開かれた教育委員会」の確立に努める。

教職員の働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を進める。

Ⅲ 重点施策の方針及び具現化する事業

1 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

(1) 幼児教育・保育の充実

【こども課】

安心して子どもを預けられ、充実した保育・幼児教育が受けられるよう、保護者のニーズに応じた保育施設の整備や保育士等の人材確保を推進し、就学前の待機児童解消を図る。
保育・幼児教育サービスの質の向上、特別保育の充実を図る。

ア 保育施設の運営

市立保育施設において保護者のニーズに応じた保育・幼児教育を提供し、子育て家庭の支援を行う。

研修や訪問指導、園内での相互学習などにより、保育施設における保育・幼児教育の質の向上を図る。

幼保小接続連携を強化し、円滑な就学を図るとともに、架け橋期の学びの充実に努める。

障がいがある園児や特別な支援が必要な園児については、特別支援教育支援員の配置や保育士の加配により、適切な保育・幼児教育を行い、就学までの支援を行う。

イ 私立保育施設の支援

保育・幼児教育サービス量の確保やさらなるサービス向上のため、私立の新たな保育施設の整備や増改築に対して支援を行う。

私立保育施設が雇用する新卒保育士や潜在保育士に就職一時金を支給するとともに、保育補助者の雇用や保育士宿舍の借り上げなどに係る経費の助成を行う。

ウ 特別保育の充実

預かり保育や一時保育、延長保育など特別保育の充実を図る。

病後児保育施設において病後児に対する保育を行う。

(2) 子育て支援の充実

【こども課】

様々な子育てニーズに対応した事業により、子育てへの不安を軽減し、子どもを健やかに育てられるよう取り組む。

放課後児童クラブの待機児童の解消に向け、利用定員の増加を図る。

こども家庭センターなどにおいて、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行うとともに、子育てを支援する様々な事業を実施する。

ア 放課後の居場所づくり

放課後児童クラブの待機児童の解消に向け、公共施設などの活用により、利用定員の増加を図る。

小学校の余裕教室などの活用により、放課後子ども教室を実施し、子どもたちの放課後の居場所を提供するとともに、地域の有償ボランティアによる学びや交流活動を行う。

イ 相談・支援体制の充実

こども家庭センターにおいて、母子保健・児童福祉の相談支援を一体的に行い、子育てに関する相談・支援体制の充実を図る。

児童家庭相談室・児童虐待防止相談室において、子どもの養育や家庭問題等に関する相談に応じるとともに、関係機関と連携し児童虐待の防止に努める。

ウ 子育て支援事業の充実

医療費や各種手当などの支給により、子育て世帯への経済的支援を行う。

産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業により、産前産後の時期に家事や育児が困難な家庭の支援を行う。

ファミリーサポートセンターの運営により、登録した会員同士が有償で子どもの送迎や自宅での預かりなどのサービスを提供し、子育ての支援を行う。

市内の子育てサークルが加入する子育てサークル連絡協議会が行う活動の支援を行う。

2 変化の大きい社会に的確に対応できる「生きぬく力」を育む

(1) 確かな学力の育成

【学校教育課】

一人ひとりの学習意欲が高まり、個性を十分発揮できる資質や能力を高められるよう、「授業と授業研究を第一優先にした学校づくり」を実践し、「深く考える」授業づくりを推進する。

また、個別最適な学びと協同的な学びの一体的充実を図りながら、子どもたちの多様な幸せ（Well-being：ウェルビーイング）の実現に努める。

学校と家庭、地域が連携、協働してより良い教育環境づくりに努めることができるよう、小中一貫教育須賀川モデルを推進する。

ア 学力向上の推進

学校教育アドバイザーの派遣、教育研修センター主催の研修会の実施などを通し、授業の質的改善、指導力の向上に取り組む。

学校指導訪問の実施、指導主事の派遣研修などにより、個々の教員との個別研修の機会を増やし、授業の充実、指導力のさらなる向上を図る。

イ 外国語教育の推進

外国語指導助手の派遣を増やし、さらなる有効な活用を工夫することにより、英語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解教育の充実に努める。

外国語指導助手及び外国語教育担当教員に対する研修を実施し、より効果的なティームティーチング授業の工夫に努める。

ウ ICT教育の推進

国が推進するGIGAスクール構想に基づき、学校におけるICT教育環境の充実とその効果的な利活用の推進を図る。

ICTを効果的に活用した授業のあり方について研修会を実施し、デジタル教科書や教育アプリなどのより効果的な活用について教職員の理解を深める。

一人ひとりに豊かな人間性や社会性が備わるよう、「特別の教科 道徳」の時間を要とした学校の教育活動全体を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度など実践力を育成する。

学校や家庭、関係機関との連携を深め、不登校児童生徒への支援を行う。

健康と体力が保持増進されるよう、各学校の取り組みを支援し、体力・運動能力に関する課題解決を図る。

ア 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

各学校に指導主事を派遣し、「特別の教科 道徳」の授業の充実について研修を実施することにより、児童生徒の豊かな心や道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることができるよう支援する。

イ 不登校児童生徒の支援

教育研修センターにおいて適応指導「すこやか教室」を運営し、学校や家庭、関係機関との連携を深めることにより、不登校児童生徒の集団への適応能力を高め、学校復帰を目指すとともに、個々の状況に応じたきめ細かい支援を行う。

心の教室相談員を配置し、不登校傾向の児童生徒や別室登校している児童生徒に対する相談や支援を行う。

ウ 学校体育の推進

各学校の実態に合った体力づくり推進計画の策定とその取り組みを支援する。

小学校陸上交流大会の練習会場費用や中体連各種大会への参加費用を負担するなど、学校及び保護者の負担軽減を図ることにより、児童生徒が体力づくりに取り組みやすい環境をつくる。

(3) 新たな学びの環境整備

【学校教育課】

教職員の働き方改革・多忙化解消がスムーズに推進できるよう、家庭、地域、関係機関との連携・協力を図り、国が示す部活動の地域移行を見据えるとともに、中学校教職員の部活動指導に係る改革の観点から部活動指導員を積極的に配置する。

I C T機器やデジタル教科書などを利用して、より分かりやすい授業を実現し、学習意欲の向上や確かな学力の育成を図る。

進行する少子化に対応し、施設の計画的な整備、的確な維持管理に努め、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう取り組む。

ア 新たな部活動のあり方の推進

適正な部活動や特設活動の実施について周知徹底を図るとともに、そのあり方を見直す学校を支援する。

中学校の部活動指導員を積極的に配置する。

部活動の地域移行に向け、関係機関との連絡調整のもと、その方向性を検討する。

イ 教育環境の確保

進行する少子化に対応した学校規模の適正化の検討を行い、計画的な施設の整備・改修に取り組み、登下校を含め、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう努める。

ウ 「協同的な学び」の推進

学校教育アドバイザーを各学校に派遣し、学校が「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業研究・授業改善に取り組む環境づくりを推進する。

学校指導訪問の実施、指導主事の派遣研修などにより、個々の教員との個別研修の機会を増やし、授業の充実、指導力の向上を図る。

(4) 特別支援教育の充実

【学校教育課】

各学校に配置する特別支援教育支援員の配置人数を増員して、個々の特性に応じた特別支援教育の充実を図り、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

年々増加し対応に追われる特別な支援を要する児童生徒とその家庭及び担当する教職員、特別支援教育支援員への支援については、教育支援センターを核とし、より相談しやすい環境等を構築するとともに、特別支援教育に対する理解の推進に努める。

ア 個に応じた支援の充実と特別支援教育に対する理解の推進

小・中・義務教育学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、「特別支援教育研修会」、「特別支援教育連絡会」などを定期的に開催し、指導の充実を図る。

教育支援センターを十分機能させ、児童生徒とその家庭及び担当する教職員、特別支援教育支援員への支援体制を強化する。

イ 適切な就学支援

教育支援センターに専門的な知見を持つ指導主事を配置し、発達検査等を速やかに受けられる体制を整えるとともに、児童生徒の障がいの種別や程度に応じた適切な就学を支援する。

3 教育委員会活動の充実

(1) 教育行政の体制の整備

【教育総務課・学校教育課】

公正かつ適正な教育行政を行うため、教育委員会の責任を明確にし、基本方針の策定や規則等の制定・改廃、教育行政活動の点検評価を行うための体制を充実させるとともに、積極的な市民の参画と協働を推進して「開かれた教育委員会」の確立に努める。

教職員の働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を進める。

ア 情報の公開と市民の意見を取り入れた教育行政の推進 [教育総務課・学校教育課]

市長と教育委員による教育懇談会を実施し、教育行政の課題について協議する。

各学校に設置した学校評議員とともに、地域に開かれた学校の運営を図る。

パブリックコメントを実施するなど、市民の意見等を取り入れる。

ホームページ等により教育行政の情報を広く提供する。

イ 教職員の働き方改革の推進 [学校教育課]

「須賀川市の学校の働き方改革リーフレット」を作成し、全教職員へ配付し周知する。

統合型校務支援システムを活用して、教員の負担軽減を一層進める。

ウ 教育委員会の公正かつ円滑な業務遂行 [教育総務課]

多くの教育課題に取り組むため、市や各学校、関係機関との連携を図り、相互協力のもと、地域の実情に応じた教育振興を図る。

定期的に教育委員会会議を開催する。

教育委員が参加する学校指導訪問を充実し、教育活動の現状把握と教職員からの意見を傾聴する。

教育行政点検評価委員会により、前年度の教育行政の成果を点検・評価する。